# 京都気候変動適応策の在り方研究会について

京都府 環境部 地球温暖化対策課 京都市 環境政策局 地球温暖化対策室

### 気候変動対策(地球温暖化対策)について

### 気候変動対策(地球温暖化対策)

#### 緩和策

地球温暖化の原因となる温室効果ガス(CO<sub>2</sub>等)の排出の抑制を図る対策 【取組例】

- ・ 太陽光発電の普及拡大
- ・省エネ機器への更新
- ・ 公共交通の優先利用

など

#### 適応策

既に起こりつつある、あるいは今後 起こりうる地球温暖化に伴う気候変動 の影響による被害(豪雨、異常暑熱、 干ばつ、作物の収量低下等)の防止、 軽減のための対策

対象分野例	取組例
自然災害	ゲリラ豪雨による浸水対策 (河川改修・雨水幹線の整備等)
健康・都市生活	熱中症予防の啓発
水環境・水資源	水道原水の水質監視強化
農業・林業	暑さに強い品種の開発
自然生態系	高温に弱い生物の生息場所の保全
伝統文化・観光・地場産業	祇園祭を支えるチマキザサの保全対策

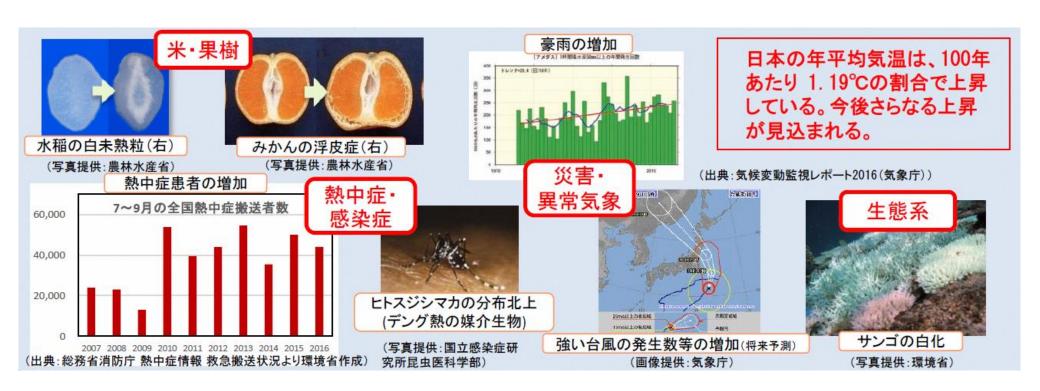
温室効果ガスの排出削減を図る「緩和策」と、 気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応策」は車の両輪!

### 気候変動適応法の背景及び目的

近年の気温の上昇や大雨の頻度の増加など、気候変動の影響が全国各地で生じており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがある中、**気候変動の影響による被害の回避・軽減を図る適応策に取り組むことが一層重要**となっている。

こうした状況を鑑み、気候変動への適応を法的に位置付け、計画の策定、気候変動の影響及び適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、 気候変動適応を推進することを目的とする。

(平成30年6月13日公布、平成30年12月1日施行)



## 気候変動適応法の概要①

#### 1 適応の総合的推進

○ 国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割を明確化。

国の責務	・適応策に係る施策の推進 ・適応策の促進を図るための情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保
地方公共団体 の責務	・地域の自然的経済的社会的状況に応じた適応策に係る施策の推進 ・地域の事業者、国民による適応策の促進を図るための情報の提供
事業者の努力	・事業活動の内容に即した適応策の実施
国民の努力	・気候変動適応の重要性に対する関心と理解を深める

○ 国は、農業や防災等の各分野の適応を推進する気候変動適応計画を策定。その進展 状況について、把握・評価手法を開発。(閣議決定の計画を法定計画に格上げ。更なる充実・強化を図る。)

#### < 各分野において、信頼できるきめ細かな情報に基づく効果的な適応策の推進>

農林水産業 自然災害 健 康 経済活動・

将来影響の科学的知見に基づき、

- ・高温耐性の農作物品種の開発・普及
- ・魚類の分布域の変化に対応した漁場の整備
- ・堤防・洪水調整施設等の着実なハード整備
- ・ハザードマップ作成の促進
- ・熱中症予防対策の推進

など

○ 国は、おおむね5年ごとに気候変動による影響の評価を行う。

## 気候変動適応法の概要2

#### 2 情報基盤の整備

国立環境研究所は、気候変動の影響及び 適応に関する情報の収集及び提供や、地方 公共団体や地域気候変動適応センターに対 する技術的援助等の業務を行う。

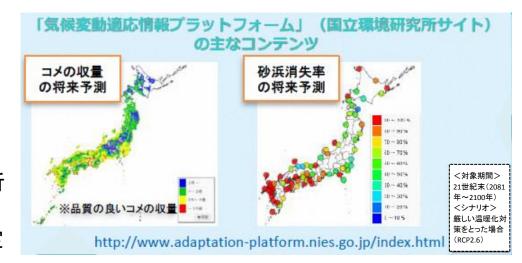
- ・気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供
- ・地方公共団体の地域気候変動適応計画の策定に係る技術的助言・援助
- ・気候変動適応センター(後述)に対する技術的助言・援助

#### 3 地域での適応の強化

- 都道府県及び市町村は、地域気候変動適応計画の策定に努めること。
- ・ 都道府県及び市町村は、<u>気候変動の影響及び適応に関する情報の収集及び提供等を</u> 行う拠点(地域気候変動適応センター)としての機能を担う体制の確保に努めること。
- ・ 地方環境事務所その他国の地方行政機関、都道府県、市町村等は、広域的な連携による気候変動への適応のため、気候変動適応広域協議会を組織することができる。

#### 4 適応の国際展開等

気候変動への適応に関する国際協力の推進や、事業者による気候変動への適応に資する事業活動の促進等に係る規定の整備を行う。 5



### 京都における適応策の推進に向けて

- 適応策について
- 昨今の猛暑や豪雨を鑑みると、既に気候変動の影響は発現しているとの認識であり、<u>京都における適応策を強固に進めていく必要があると考えている</u>。
- 地域気候変動適応センターについて
- 地域気候変動適応センターは、地域における適応策を推進するための役割を 担うことから、法令上、努力義務とされてはいるものの、<u>適応策を推進して</u> いく上で不可欠との認識している。
- また、京都において、<u>効率的・効果的なセンター運営を行うためにも、府市</u> 協調でセンター機能を確保することが重要である。

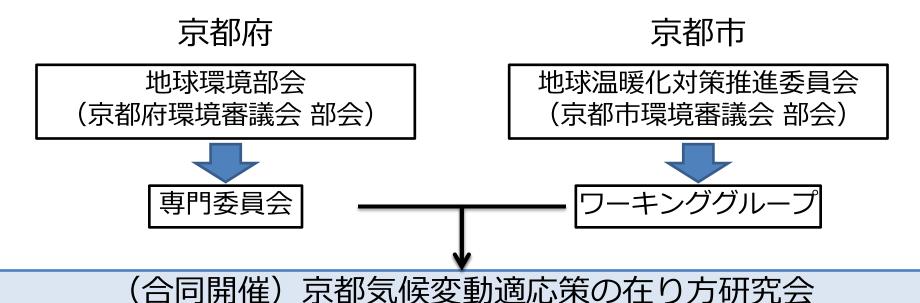
京都におけるこれからの適応策の在り方や進め方等について、 府市協調で検討する研究会を設置し、各論点を整理し、とりまとめる。



本研究会の検討を踏まえて、京都府・京都市それぞれの環境審議会において 適応策の内容や推進方法について検討を進め、地域適応センターを担う体制 確保を目指す。

### 本研究会の位置づけ

気候変動は広域的・多面的に影響を及ぼすことから、京都府環境審議会の部会である地球環境部会の専門委員会及び京都市環境審議会の部会である地球温暖化対策推進委員会のワーキンググループと位置付け,合同で研究会を開催



#### 検討事項

- ① 京都における適応策の在り方や施策の進め方、各分野における課題対応の優先順位 等について
- ② 地域気候変動適応センター※の役割、機能、体制(事務局機能、<mark>組織形態</mark>、府市協調体制)等について
- ※地域における気候変動適応を推進するための情報収集や技術的助言<mark>等</mark>を行う拠点

### 本研究会における検討の進め方のイメージ

STEP.1 京都における適応策の各分野(国が示す7分野)の特徴, 特性,あるいは抱える課題等の整理 (各分野の特徴の理解)

STEP.2 1で明らかにした各分野に共通する特徴・特性・課題等ごとに応じた施策の方向性の検討

(既存施策の延長で対応可能,新たに影響評価が必要,継続的なモニタリングが必要 など)

STEP.3 各主体(国,府,市,地域気候変動適応センターなど)の役割分担も含めた京都における適応策の在り方の取りまとめ